

## 【NEWS RELEASE】

2019年4月3日

各 位

株式会社三井住友銀行

SDGs グリーン/ソーシャル/サステナビリティローンの取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、お客さまの ESG（ 1）/SDGs（ 2）への取組サポートを目的として 2019 年 1 月 11 日付でリリースしている SDGs ソーシャルローンを改定し、SDGs グリーン/ソーシャル/サステナビリティローン(以下、「本 SDGs ローン」)( 3)として取扱開始いたします。

本 SDGs ローンをご利用いただける、お客さまの裾野を広げるために、資金用途を環境面に配慮した事業への用途に限定した「グリーンローン」、及び環境・社会面の双方に配慮した事業への用途に限定した「サステナビリティローン」の取扱いを開始する点が、主な改定になります。

本 SDGs ローンは、三井住友銀行が資金用途の対象となる事業について、国際資本市場協会( ICMA )（ 4）が公表している「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」及び「グリーンボンド及びソーシャルボンド：持続可能な開発目標(SDGs)に照らしたハイレベルマッピング」等に基づき、所定のファイナンス要件（ 5）を充足していること、あるいは SDGs との関連性について確認するとともに、お客さまと連携しながら、外部評価機関（ 6）から評価を取得いたします。

本 SDGs ローンを評価する外部評価機関として、株式会社日本格付研究所（代表取締役社長：高木 祥吉）、株式会社格付投資情報センター（代表取締役社長：木村 芳文）、及び株式会社日本総合研究所（代表取締役社長：淵崎 正弘）と連携して参ります。

ESG/SDGs の考えが広まっている中、三井住友銀行では、本 SDGs ローンの提供を新たに開始し、ESG/SDGs を重要な経営課題と捉えられているお客さまを金融面から積極的にサポートすることで、本業を通じた持続可能な社会への貢献を進めてまいります。

以 上

< 主な改定ポイント >

項目	< 改定前 > SDGs ソーシャルローン	< 改定後 > SDGs グリーン/ソーシャル/ サステナビリティローン
ご利用いただける お客さま	REIT（不動産投資法人）	<u>制限せず（但し、個人のお客さまは 除く）</u>
シンジケーション 対応	対応せず	<u>対応可能</u>
対象となる 資金使途	ソーシャルプロジェクト（社会面 に配慮した事業）	<u>グリーンプロジェクト（環境面に配慮 した事業）</u> ソーシャルプロジェクト（社会面に 配慮した事業） <u>サステナビリティプロジェクト（環境 面・社会面の双方に配慮した事業）</u>

（ 1 ） ESG

ESG とは環境（Environmental）、社会（Social）、企業統治（Governance）の頭文字を取ったものです。いずれの側面も企業が事業活動を展開するにあたって配慮や責任を求められる重要課題として考えられています。

（ 2 ） SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2030年までの世界の行動計画「アジェンダ2030」に含まれる17の目標として、2015年9月の国連総会にて193の国連加盟国により採択された、新興国だけでなく先進国等あらゆる国と地域が、貧困や平等、教育、環境等、「誰も取り残されない世界」の実現を2030年までに目指す17の目標と169のターゲットのことです。

（ 3 ） SDGs グリーン/ソーシャル/サステナビリティローン（本 SDGs ローン）

近年、資金使途を環境面に配慮した事業への用途に限定した「グリーンローン」、社会面に配慮した事業への用途に限定した「ソーシャルローン」、及び環境・社会面の双方に配慮した事業への用途に限定した「サステナビリティローン」が国際的に注目されています。今回リリースした、本 SDGs ローンでは、対象となるプロジェクトの特徴に応じて、SDGs グリーンローン、SDGs ソーシャルローン、もしくは SDGs サステナビリティローンとしてご提供いたします。三井住友銀行が、後述する所定のファイナンス要件を確認します。加えて、「グリーンボンド及びソーシャルボンド：持続可能な開発目標(SDGs)に照らしたハイレベルマッピング」等に基づき、対象事業における SDGs との関連性を確認し、外部評価機関による評価を取得するローンとしております。なお、今般、SDGs との関連性を確認しないグリーン/ソーシャル/サステナビリティローンの取扱も併せて開始しております。

( 4 ) 国際資本市場協会 ( ICMA )

世界 60 か国以上の金融機関、法律事務所等を中心とした約 550 の会員から成る会員協会。持続可能な経済の成長と発展に必要な安定的な資金提供が行われるよう、国際債券市場の健全性を保ち、機能的な、世界を一貫できるクロスボーダー債券市場を促進することを目的として 1968 年に欧州にて設立されました。

( 5 ) 所定のファイナンス要件

当行におけるグリーン/ソーシャル/サステナビリティファイナンスの要件を指し、ICMA の公表する「グリーンボンド原則」<sup>1)</sup>、「ソーシャルボンド原則」<sup>2)</sup>、「サステナビリティボンド・ガイドライン」<sup>3)</sup>、及び Loan Market Association と Asia Pacific Loan Market Association の公表する「グリーンローン原則」<sup>4)</sup>に基づきます。具体的には以下の要件になります。

(1) 以下 4 つの核に適合していること。

調達資金の用途

プロジェクトの評価と選定のプロセス

調達資金の管理

レポートニング

(2) 外部評価機関から評価を取得していること。

( 6 ) 外部評価機関

以下三社を指します。連携先については、今後順次拡大していく予定です。

- ・ 株式会社日本格付研究所
- ・ 株式会社格付投資情報センター
- ・ 株式会社日本総合研究所